

後部座席ベルトシートベルトリマインダに係る国際基準の検討状況(報告)

1. 背景・検討状況

- 現在、シートベルトリマインダ（SBR）は乗用車の運転席に装着の義務づけがされているところ。
- 一方、我が国での座席ベルトの着用率は、運転者席に比べ助手席及び後席の装着率は低い。

	運転席	助手席	後部座席
一般道路	98.0%	93.9%	35.1%
高速道路	99.4%	97.9%	68.2%

(出典:警察庁資料)

- また、座席ベルトは、乗員の被害軽減に極めて重要な役割を果たしている。

座席ベルト着用有無別の致死率、車外放出率、車外放出時致死率（助手席）

(助手席)	着用	非着用	非着用／着用
致死率	0.15%	2.97%	約 19.8 倍
死者のうち、車外放出割合	0.9%	16.7%	約 18.6 倍

(後席)	着用	非着用	非着用／着用
致死率	0.13%	0.58%	約 4.5 倍
死者のうち、車外放出割合	2.3%	21.8%	約 9.5 倍

(出典:警察庁資料)

- SBR の装着により、これらの座席での座席ベルト着用率の増加が見込まれ、座席ベルト非装着による死者数の削減につながるものと考えられる。また、欧州の調査において、乗用車以外でも SBR の費用対効果が高いとの報告もある。
- 以上を踏まえて、乗用車の運転者席のみに装備が義務づけられている SBR の適用範囲の拡大について、EC 及び韓国と共同で国連に提案を行い、検討を行っているところ。

2. 適用範囲(案)

前席：乗用車（バス）及び貨物車にも適用

後席：乗用車（バス除く）及び車両総重量 3.5 t 以下の貨物自動車に適用

3. 改正概要

SBR 要件義務付けの対象車種及び対象範囲の拡大。（ただし、後席については、第一段階としてチェンジオブステータスのみ発音する案が有力）

4. 改正時期

（未定）